

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という）が行う個人又は団体の顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈呈して行う。

2 顕彰は、原則として協議会が主催する行事において行い、表彰状又は感謝状に記念品又は記念料を添えることができる。

(顕彰の対象及び要件)

第3条 前条の規定により表彰又は感謝の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 表彰するもの

- ア 社会福祉事業功労者
- イ 優良社会福祉地区協議会又は団体

(2) 感謝の意を表すもの

- ア 社会福祉事業に協力・援助した個人又は団体
- イ 協議会に対し多額の寄付を行った個人又は団体
- ウ その他、会長が特に認めたもの

2 顕彰は、別表第1に定める要件を具備するものについて行う。

(表彰の除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者はこれを表彰しない。

- (1) 国の褒章等を受けた者
- (2) 厚生労働大臣の表彰を受けた者
- (3) 全国大会会長の表彰を受けた者
- (4) 県知事の表彰を受けた者
- (5) 県社会福祉大会会長から表彰を受けた者

(顕彰該当者の推薦)

第5条 関係団体の長は、第3条第2項別表第1に該当するものがあるときは、顕彰推薦書により会長に内申することができる。

(表彰候補者の審査及び決定)

第6条 協議会は、表彰該当者に関する事項を審査するため、表彰委員会（以下「委

員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

(1) 協議会理事

(2) 学識経験者

3 委員は、互選により委員長を選出し、委員長は会議の議長となる。

4 委員会は、会長の諮問により結果を会長に答申にしなければならない。

5 会長は前項の答申に基づき、表彰の対象者を決定するものとする。

(感謝状該当者の決定)

第7条 感謝状の該当者は、会長が審査して決定する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

2 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会表彰委員会の表彰基準の内規(平成17年11月1日)は、廃止する。

3 従前の規定により顕彰されたものは、この規程によるものとみなす。

附 則

この規程は、平成29年12月26日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	対象者	基本的要件
表彰	社会福祉事業功労者	協議会の理事・監事・評議員として、通算4年以上務めた方。
		酒田市自治会連絡協議会、同自治会連合会、同地区自治会連合会、同八幡自治会長会、同松山地区自治会連合会、同平田自治会長会からの被推薦者は、原則として各組織の会長職等を通算5年以上務めた方。
		民生委員・児童委員協議会連合会会長からの被推薦者は、通算9年以上務めた方。
		福祉団体及び学区・地区社協の長からの被推薦者は、通算8年以上その団体の役員を務めた方。ただし、功績が顕著であること。 役員でなくても功績が顕著であれば表彰の対象にすることができる。
		福祉協力員の被推薦者は、原則として通算8年以上務めた方。
	多年ボランティア活動を続け、その功績が特に顕著で他の模範と認められる方。	
	優良社会福祉地区協議会又は団体	地域住民の自主的な社会福祉活動又はボランティア活動が展開され、その功績が特に顕著で他の模範と認められる地区協議会又は団体。
感謝	社会福祉事業に協力・援助した個人又は団体	地域福祉の増進のため積極的に協力・援助し、その功績が顕著と認められる個人又は団体。
	協議会に対し多額の寄付を行った個人又は団体	ア 現金は、20万円以上とする。 イ 物品は、金額に換算して20万円以上と認められるものとする。 ウ 継続的な寄付は、ア又はイに達した個人又は団体
	その他、会長が特に認めたもの	